

確 約 書

(賃貸住宅または所有者と居住者が異なる場合)

令和 年 月 日

独立行政法人 空港周辺整備機構 理事長殿

住宅騒音防止対策事業により設置された空気調和機器について、下記事項を確約します。

記

1. 本申込により設置する機器は、当該住宅の付属物として設置されるものであり、居住者(借家人)が転出する際は、家屋所有者(家主)に引き渡します。この場合、家屋所有者は、補助交付条件に規定する権利義務の一切を継承します。
2. 本申込により設置する機器に自己負担金が発生する場合の負担金の取扱いについては、家屋所有者(家主)と居住者(借家人)で協議のうえ決定します。
3. 本申込により設置した機器の維持管理費及びその他に発生する費用については、その都度家屋所有者(家主)と居住者(借家人)で協議のうえ決定します。

家屋所有者

居住者